

令和7年度 償却資産(固定資産税)申告の手引き

日ごろは、本市税務行政につきまして格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第383条の規定により、償却資産を所有されている方は、資産の多少・異動の有無にかかわらず、毎年1月1日現在における資産の状況を申告いただくことになっております。

つきましては、申告用紙を送付しますので、本手引きを参考に、必要事項をご記入のうえ期限内に提出してください。

申告期限：令和7年1月31日(金)

※期限近くは窓口が大変混雑しますので、なるべくお早めに提出してください。

エ ル タ ッ ク ス
eLTAX の電子申告をぜひご利用ください!

電子申告のメリット

- 窓口へ出かける必要がなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して申告書の提出ができます。
- 複数の地方公共団体に資産がある場合でも、申告をまとめて一度に送信できます。
- 無料のeLTAX対応ソフト(PCdesk)から申告書の作成ができます。
また、自動計算等のサポート機能が備えられています。
- eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトのデータでも申告ができます。

eLTAXの利用手続きや操作方法等に関するお問い合わせ先

eLTAXホームページ

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>



電話でのお問い合わせ

▶ ヘルプデスク: **0570-081459** (つながりにくい場合: **03-5521-0019**)

※受付時間9:00~17:00(土日祝、年末年始を除く)



滋賀県長浜市

申告の方法

1. 申告の必要な方

令和7年1月1日現在、長浜市内で事業をされている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- (1) 償却資産を他の事業者にも事業用として貸出している方
- (2) リース資産(所有権移転外リース)については、貸主の方
- (3) 割賦販売の場合等は、原則として買主の方
(譲渡条件付きリースの場合も、割賦販売と同様の考え方で借主の方)
- (4) 賃借人(テナント)等で、内装・造作・建築設備等を取り付けた方
- (5) 償却資産を所有していない方

2. 申告の方式

申告の方式は次の2種類があります。

(1) 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。評価額等の計算は市で行います。

- ① 前年中に新たに取得した資産は、種類別明細書(増加資産・全資産用)に一品ずつ記入してください。
- ② 償却資産の登録のある方には、償却資産種類別明細書を同封しています。前年中に廃棄等した資産があれば、種類別明細書(減少資産用)に一品ずつ記入してください。

所得税(法人税)の申告で減価償却が終わっている資産でも、事業の用に供することができるものは、減少資産として申告しないでください。

- ③ 償却資産申告書の取得価額欄[「前年中に減少したもの(ロ)」「前年中に取得したもの(ハ)」「計(二)」]を、資産の種類ごとに記入してください。

(2) 電算処理方式

企業等の電算システムにより、賦課期日(1月1日)現在所有されている全資産について、事業者側で評価額等を計算して申告していただく方式です。

- ① 償却資産申告書の「評価額(ホ)」、「決定価格(ヘ)」、「課税標準額(ト)」欄を記入してください。
- ② 全資産の明細書(一品ごとに評価額及び課税標準額が記入されたもの)を添付してください。
- ③ 独自様式の申告書で提出される場合は、所有者コード(本市から送付した申告書の右上に印字)を転記するか、送付した申告書(記入は不要です)を添付してください。

3. 提出書類

11～16ページの記入例を参照のうえ記入してください。

		償却資産申告書	種類別明細書	
		提出用 (緑色)	増加資産・ 全資産用 (緑色)	減少資産用 (赤色)
(1) 一般方式	初めて申告される方	○	○ ※1	—
	償却資産の増減のある方	○	○	○
	償却資産の増減のない方 廃業・休業等された方	○ ※2	—	—
(2) 電算処理方式		○	○	—

- ※1 長浜市内に所有する全ての償却資産について記入してください。
ただし、償却資産を所有していない方は、償却資産申告書の備考欄の「該当資産なし」に○をして提出してください。
- ※2 申告書の備考欄の「資産増減なし」、「廃業」等に○をして提出してください。
(一般方式で申告している方は、同封の簡易申告ハガキまたはハガキに記載のQRコードから申告フォームによる申告もできます。)

4. 個人番号の記入

申告書には、個人番号(マイナンバー)または法人番号を記入してください。

個人番号を記入した申告書を提出していただく場合、番号法に定める本人確認を行いますので、以下の本人確認資料をご用意ください。郵送で申告書を提出していただく場合は、資料の写し(コピー)の添付をお願いします。

なお、個人番号の記入がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記入はないものとして受理しますので、あらかじめご了承ください。

(1) 本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	個人番号カード、通知カード(氏名、住所等の記載事項に変更がないもの)等
身元確認資料	個人番号カード、運転免許証、パスポート等

(2) 代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	個人番号カード、通知カード(氏名、住所等の記載事項に変更がないもの)等の写し
代理人の身元確認資料	個人番号カード、運転免許証、税理士証票等
代理権確認資料	委任状、税務代理権限証書等

償却資産のあらまし

1. 固定資産税における償却資産とは

次のいずれの要件にも該当するものです。

- (1) 事業のために使用することができる土地・家屋以外の資産
- (2) その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法による所得の計算上の損金または必要な経費に算入されるもの。

2. 償却資産の種類と具体例

償却資産の対象となる資産を種類別に分類して例示すると次のとおりです。

資産の種類	課税対象となる主な資産	
1. 構 築 物	構 築 物	舗装路面、門扉、外灯、外構、広告塔、ビニールハウス等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備等 (「6. 家屋と償却資産の区分」をご参照ください)
2. 機械及び装置	土木建設機械(分類番号「0」、「00～09」、「000～099」の車両)、農業用機械、印刷機械、製品の製造・加工・修理に使用する機械、機械駐車設備、太陽光発電設備等	
3. 船 舶	貨物船、漁船、貨客船、モーターボート等	
4. 航 空 機	飛行機、グライダー、ヘリコプター等	
5. 車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号「9」、「90～99」、「900～999」の車両)、構内運搬車等 ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は除きます。	
	大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別について ※1 フォークリフト等で、次の①～④の要件をすべて満たすものは、小型特殊自動車となり、軽自動車税の対象です。 ①長さ 4.7m以下 ②幅 1.7m以下 ③高さ 2.8m以下 ④最高時速 15km/h以下 ※2 農耕作業用自動車で、乗用装置があり最高時速35km/h未満のものは、小型特殊自動車になるため軽自動車税の対象です。 ※1、※2は償却資産として申告不要です。(ただし軽自動車税の申告は必要となります。)	
6. エ 具、器 具 及び備品	パソコン・コピー機・レジスター等の事務用機器、机・ロッカー・応接いす等の事務用備品、テレビ・ルームエアコン等の電気機器、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、コンテナ、金型、測定工具、医療機器、娯楽機器、理容・美容機器、厨房機器等	

3. 業種別償却資産の具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示すると次のとおりです。

業 種	課 税 対 象 と な る ま い な 資 産
共 通	門、塀、庭園、舗装路面、受変電設備、LAN設備、屋外給排水設備、テレビ、冷蔵庫、ルームエアコン、レジスター、応接セット、自動販売機、広告看板、ネオンサイン、焼却炉、コピー機、パソコン、太陽光発電設備等
飲 食 業	カウンター、室内装飾品、ステレオ、放送機器、冷蔵庫、タオル蒸器、製麺機、ガスレンジ等の厨房機器等
小 売 業	ショーケース、陳列ケース、冷蔵ストッカー、日よけ、店舗用簡易装備、間仕切り、冷蔵庫、冷凍庫、肉切機、照明設備、電子秤、自動販売機等
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌機、タオル蒸器、洗面設備、ドライヤー、サインポール等
ホテル・旅館業	門扉、塀、ベッド、厨房機器、カラオケ機器、製氷機、自動販売機、電話交換機等
不動産貸付業	門扉、塀、緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、屋外給排水設備、屋外電気設備、受変電設備等
駐 車 場 業	舗装路面、発券機、料金精算機、ブロック塀、コンクリート塀、フェンス等
自動車修理業	旋盤、プレス、ホーニング、リフト、チェーンブロック、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、オイルクリーナー、コンデンサー、万力、グラインダー、ドリル、塗装設備、各種工具等
ガソリン給油業	地下タンク、ガソリン計量機、リフト、充電機器、コンプレッサー、照明設備、洗車機、検査工具、自動販売機、消火器、構内舗装等
金 属 製 品 組立加工業	旋盤、プレス、ボール盤、定盤、フライス盤、シャーリング、カッター、グラインダー、モーター、コンプレッサー、クレーン、溶接機、検査工具、治具、取付工具等
娯 楽 業	パチンコ器、パチスロ器、自動玉貸機、自動玉磨機、両替機等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、モーター、ミシン等
医科歯科業	ベッド、薬品戸棚、エックス線装置、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、高額検査機器、保育器、顕微鏡、冷蔵庫等
農 業	ビニールハウス、ハロー、ロータリー、モア、点播機、乾燥機、粃摺り機、粗選機、高圧洗浄機、種まき機、溝切機、溝堀機、農耕用車輛(小型特殊自動車除く)等

4. 申告の対象となる資産

令和7年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になります。

- (1) 償却済資産(税務会計上、減価償却が終わった資産)、簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)及び建設仮勘定で経理されている資産であっても、令和7年1月1日現在で事業のために使用しているもの。
- (2) 遊休・未稼働の状態であっても、必要な維持補修を行い、使用できる状態にあるもの。
- (3) 法人解散に伴い、清算事務に使用されている資産または他の事業用として貸し付けているもの。
- (4) 改良費(新たな資産とみなし、改良された本体と区別して取り扱います。)
- (5) 土地と一体となっている場合であっても、その部分が事業のために使用され、税務会計上減価償却資産とされているもの(例：駐車場の舗装路面)。
- (6) 少額の減価償却資産の取扱い

国税(法人税・所得税)	固定資産税
耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満で、一時に損金(必要な経費)に算入した資産	申告対象とならない
取得価額が20万円未満で、一括して3年間で損金(必要な経費)に算入している資産(「一括償却」)	申告対象とならない
取得価額が30万円未満で、租税特別措置法の中小企業者の少額資産特例制度を利用して即時償却した資産	申告対象となる
個別に減価償却している資産	申告対象となる

5. 申告の対象とならない資産

- (1) 無形固定資産(漁業権、特許権、商標権、営業権、ソフトウェア等)
- (2) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
※農耕トラクタにけん引されるトレーラタイプの農作業機は、軽自動車税(種別割)の対象となります。
(けん引式堆肥散布機、けん引式薬剤散布機等)
- (3) 美術品(取得価額が1点100万円未満のものを除く)
- (4) 馬、果樹その他の生物等(観賞用、興行用等のものを除く)
- (5) 棚卸資産(商品、貯蔵品等)及び繰延資産(開業費、試験研究費等)
※棚卸資産については、本来減価償却すべき資産を除く。

6. 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、給排水設備、空調設備、通信設備等の家屋と一体となって家屋の効用を高める建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においてはそれらを家屋と償却資産に区分して評価します。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるもの等については償却資産として取り扱います。

建築設備のうち償却資産として評価するもの(例)

電 気 設 備	電力引込設備、受変電設備、予備電源設備、中央監視設備等
給排水設備	井戸、屋外給水塔、屋外給排水設備、引込工事等
ガ ス 設 備	屋外配管、メーター等
消 火 設 備	消火器、避難器具、ホース及びノズル等
空 調 設 備	ルームエアコン（壁掛型）等
通 信 設 備	電話器、交換機、LAN設備、拡声装置等

(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人(テナント)等が取り付けた事業用の内装・造作・建築設備等については、上記の区分にかかわらず全て償却資産として取り扱います。

賃借人(テナント)等が償却資産として申告してください。

7. 納税義務者・税率

納税義務者	令和7年1月1日(賦課期日)現在の償却資産の所有者
税率及び 税 額	課税標準額(評価額の合計) × 1.4% = 税額 (千円未満切り捨て) (百円未満切り捨て)
免 税 点	課税標準額が150万円未満の場合は課税されません (ただし、150万円未満であっても申告は必要です。)
納 期	年税額を第1期(5月末)、第2期(7月末)、第3期(10月末)、 第4期(12月末)の4回に分けて納めていただけます。

※事業年度の末日が12月末以外の場合でも、令和7年1月1日現在の資産状況について申告をしてください。

8. 償却資産の評価

償却資産の評価は、取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた償却資産一品ごとに賦課期日(1月1日)現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	評価額 = 取得価額 × { 1 - $\frac{\text{減価率}}{2}$ }
前年前に取得した資産	評価額 = 前年度評価額 × { 1 - 減価率 }

※ 内の数値処理は、小数点以下第4位を四捨五入します。

※毎年この方法で計算し、取得価額の5%まで減価します。

<計算例>

パソコン 取得価額：200,000円
取得年月：令和6年5月 耐用年数：4年(減価率：0.438)

令和7年度評価額 $200,000円 \times (1 - \frac{0.438}{2}) = 156,200円$

令和8年度評価額 $156,200円 \times (1 - 0.438) = 87,784円$

令和9年度評価額 $87,784円 \times (1 - 0.438) = 49,334円$

令和10年度評価額 $49,334円 \times (1 - 0.438) = 27,725円$

令和11年度評価額 $27,725円 \times (1 - 0.438) = 15,581円$

令和12年度評価額 $15,581円 \times (1 - 0.438) = 8,756円$
< 10,000円

令和12年度は算出した評価額が取得価額の5%(10,000円)を下回りますので、取得価額の5%が評価額になります。令和13年度以降も、評価額は10,000円のままととなります。

このような方法で一品ごとに評価額を計算し、当該年度の全資産の評価額の合計(課税標準額)が150万円以上の場合に課税されます。

なお、一般方式により申告される場合は、実際の評価計算については市で行いますので、申告書に評価額を記入する必要はありません。

耐用年数に応ずる減価率表(抜粋)

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
		6	0.319	11	0.189	16	0.134	21	0.104
2	0.684	7	0.280	12	0.175	17	0.127	22	0.099
3	0.536	8	0.250	13	0.162	18	0.120	23	0.095
4	0.438	9	0.226	14	0.152	19	0.114	24	0.092
5	0.369	10	0.206	15	0.142	20	0.109	25	0.088

9. 国税との主な違い

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項 目	償却資産(固定資産税)	国税(法人税・所得税)
償 却 計 算 の 期 間	賦課期日(1月1日)	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	一般の資産は定率法 ※減価率は、国税の旧定率法で使用する償却率と同じ	建物以外の一般の資産は、 定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却(2分の1)	月割償却
圧 縮 記 帳	制度無し	制度有り
特別・割増・即時償却	制度無し	制度有り
増加償却・短縮耐用年数	制度有り	制度有り
一 括 償 却	制度有り	制度有り
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)
改良費の評価	本体と区分して評価	原則区分評価、 一部合算も可

10. 前年前取得資産の申告

申告いただいた資産のうち、過年度において申告漏れになっていたものについては、遡及課税の対象となります。

11. 未申告または虚偽の申告

正当な理由がなく申告されなかった場合は、地方税法第386条及び長浜市税条例第75条の規定により、また、虚偽の申告をされた場合は、同法第385条の規定により罰せられます。

未申告の場合には、前回申告と同様の償却資産があるものとみなして課税を行います。

12. 実地調査

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条に基づいて簡易調査・実地調査を行う場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行うことがあり、調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。

13. 課税標準の特例

地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産は、特例により固定資産税が軽減されます。課税標準の特例に該当する資産を取得された方は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に「特例」と記入し、所管する主務官庁の証明書または届出書(写し)等を添付して申告してください。

主な課税標準の特例

特例対象 (取得期間)	特例率	適用期間	添付書類
再生可能エネルギー ● 太陽光発電設備(1,000kW未満) (R6.4.1～R8.3.31) ※地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備及びペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備	2/3	3年度分	● 各種補助金の交付決定通知書等
再生可能エネルギー ● 太陽光発電設備(1,000kW以上) (R6.4.1～R8.3.31) ※地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備	3/4	3年度分	● 各種補助金の交付決定通知書等
先端設備等導入計画に基づき認定後に取得した事業用設備(機械・装置・器具・備品等) (R5.4.1～R7.3.31) ※各設備について最低価額要件があります。	賃上げ表明なしの場合 1/2(3年度分) 賃上げ表明ありの場合 (R5.4.1～R6.3.31) までの取得した設備 1/3(5年度分) (R6.4.1～R7.3.31) までの取得した設備 1/3(4年度分)		● 先端設備等導入計画の写し ● 先端設備等導入計画の認定書の写し ● 従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書類 ※賃上げ表明を行った場合
家庭的保育事業等の用に供する設備	1/3	永年	● 事業実施の許認可証 ● 建物図面等
企業主導型保育事業の用に供する設備 (H29.4.1～R6.3.31)	1/3	5年度分	● 保育施設の設置計画書(補助申請書) ● 補助の決定通知書等

14. 過疎地域における課税免除

過疎地域の産業振興を図るため、次の要件を満たしている場合、対象となる資産の固定資産税を免除(最大3年間)します。

- (1) 対象地域 虎姫地域、木之本地域、余呉地域、西浅井地域
- (2) 対象者 上記地域で事業を営み、青色申告書を提出する個人事業主または法人
- (3) 対象業種 製造業、旅館業(下宿営業を除く)、農林水産物等販売業、情報サービス等業
- (4) 対象要件 令和3年4月1日以降に取得した対象資産の取得価額(圧縮記帳適用後の金額)の合計が500万円以上(※1)の場合、課税免除の対象となる資産(※2)の固定資産税を免除します。

資産の種類		取得要件の 対象 ※1	課税免除の 対象 ※2	備 考
土 地		×	○	対象となる家屋の底地部分のみ (ただし、取得日の翌日から1年 以内に家屋の建築着手があった 場合に限る。)
家 屋		○	○	新設・増設・改築(修繕または 模様替え工事による取得を含む) ※3
償 却 資 産	機 械 及 び 装 置	○	○	事業の用に直接供されるもの のみ取得要件に含めることが できますが、課税免税の対象に はなりません。
	構 築 物	○	×	
	車両及び運搬具	○	×	
	工具器具及び備品	○	×	

※1 製造業・旅館業については資本金5,000万円超の場合は、取得価額1,000万円以上、資本金1億円超の場合は取得価額2,000万円以上となります。

※2 課税免除の対象は、事業の用に直接供される家屋部分、当該家屋の敷地、機械及び装置です。

※3 資本金の額が5,000万円超である法人は、新設・増設のみが対象となります。

課税免除を受けるためには、取得した日の翌年1月31日までに申請書等の提出が必要です。

要件を満たし、償却資産の課税免除を受ける場合は、令和7年度償却資産申告書と併せて申請書等を提出してください。

詳細や申請書のダウンロードについては下記ホームページをご確認ください。

(URL : <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000003239.html>)



令和7年1月9日
長浜市長 願

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

2017年12月

機械製造販売

所	526-8501 長浜市八幡東町632番地	1 (よりがな) 住所 (又は納税通 知書送達先)	4 (よりがな) 個人番号又は 法人番号	123456789102	8 短縮耐用年数の承認 9 増加償却の届出 10 非課税該当資産 11 課税標準の特例 12 特別償却又は圧縮記載 13 税務会計上の償却方法 14 青色申告	有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無
有	長浜 太郎 様	2 (よりがな) 氏名 (法人にあって はその名 称及び代表 者の氏名)	5 (よりがな) 事業種目 (資本金等の額)	機械製造販売 (50 百万円)		
者	長浜 太郎 様	1 (よりがな) 氏名 (法人にあって はその名 称及び代表 者の氏名)	6 (よりがな) 事業開始年月	昭和 40 年 1 月		
		7 (よりがな) この申告に添付す る者の係及び氏名	7 (よりがな) 事業開始年月	長浜 太郎 (電話 0749-62-XXXX)		
		8 (よりがな) 税理士等の氏名 (屋号)	8 (よりがな) 税理士等の氏名 (屋号)	湖北 花子 (電話 0749-78-XXXX)		

資産の種類	取			得			償			額	計((イ)-(ロ)+(ハ))	(ニ)	
	前年前に取得したもの	(イ)	前年中に減少したもの	(ロ)	前年中に取得したもの	(ハ)							
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		十億	百万	千	円
1 構築物		2 230 000									3 190 000		
2 機械及び装置		10 240 000				1 200 000					16 540 000		
3 船舶													
4 航空機													
5 車両及び運搬具		1 000 000									1 000 000		
6 工具、器具及び備品		2 509 000									2 459 000		
7 合計		15 979 000				1 700 000					23 189 000		
		15 679 000											

① 長浜市小堀町32番地3

② -----

③ -----

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

16 借 用 資 産
(有) 無)

17 事業所用家屋の所有区分

長浜市高田町50-34
長浜リース(株)

貸主の名称等

自己所有・借家

[illegible]

1	氏 名	押印は不要です。 屋号がある場合は記入してください。
2	取得価額 前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計(ニ)	今までに申告されている方は資産の取得価額の合計が種類別に印字されています。 ※申告済み資産の取得価額の訂正がある場合は、「前年前に取得したもの」の金額を訂正してください。 前年中に減少した資産の取得価額の合計を、資産の種類別に記入してください。 前年中に取得した資産の取得価額の合計を、資産の種類別に記入してください。 ※過年度に申告漏れの資産がある場合は、「前年中に取得したもの」の金額に含めてください。 (イ)－(ロ)＋(ハ)によって算出した取得価額の合計を、資産の種類別に記入してください。 記入不要です(ただし、電算処理方式により全資産申告する場合は記入してください)。 個人番号(マイナンバー)又は法人番号を記入してください。 個人番号の場合は左側を1文字空けて記入してください。個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、番号法に定める本人確認のため、個人番号カード等の身分証明書の提示をお願いします。 機械製造販売、プラスチック製品加工など具体的に記入してください。 長浜市内で事業を開始した年月を記入してください。 申告書に関してお尋ねする場合がありますので、それに応答してくださる方を記入してください。 この申告書の作成にあたって税理士の方が関与された場合に記入してください。 該当する箇所を○で囲んでください。 所有者の住所と異なる場合や、市内に2か所以上の事業所がある場合は記入してください。 該当する箇所を○で囲んでください。 (1)資産の状況について、該当する番号を○で囲んでください。 ●前年度から資産の増減が無い場合は「資産増減なし」 ●償却資産に該当する資産が無い場合は「該当資産なし」 (2)前年中に次の異動があった場合は、その内容と異動の年月を記入してください。 ●所在地、名称の変更 ●廃業、休業等 ●所有者の変更(合併、事業継承、相続等) (3)その他、参考となるべき事項や添付書類がある場合は、その旨を記入してください。
3	評価額～課税標準額	
4	個人番号又は法人番号	
5	事業種目	
6	事業開始年月	
7	この申告に応答する者の 係及び氏名	
8	税理士等の名前	
9	短縮耐用年数の承認 ～青色申告	
10	市内における事業所等 資産の所在地	
11	借用資産	
12	事業所用家屋の所有区分	
13	備考	

令和7年度

所有者コード

※

種類別明細書(増加資産・全資産用)

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

行番	資産の種類	資産のコード	資産の名称	取得年 月	取得価額 千円	耐用年数	減価残存率	価額 千円	課税標準額 千円	所有者名	枚数
01										長浜 太郎	1
02	1		新品取得により増加した場合	150610	960000	10	0				1
03											
04			中古品取得により増加した場合								
05	2		NC旋盤	15063	1200000	10	0				
06											
07			資産を市外から市内に移動した場合								
08	2		溶接機	14305	500000	10	0				
09											
10											
11											
12											
13											
14	6		エアコン	150512	450000	6	0				
15											
16			課税標準の特例資産を申告する場合								
17	2		太陽光発電設備	15062	5800000	17	0				
18											
19											
20											
小計										5	8910000

増加事由は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

年号は、次の数字で記入してください。 1: 明治 2: 大正 3: 昭和 4: 平成 5: 令和

増加事由は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1.2.5 および6に基づいて記載してください。

資産を当初に取得した年号を記入してください。

令和6年1月1日以前に取得した資産で申告漏れの分について記入する場合

課税標準の特例資産を申告する場合

申告漏れ

特例

1	所有者コード	償却資産申告書（緑色）の右上に印字されている所有者コードの数字（8桁）を記入してください。
2	資産の種類	以下の数字を記入してください。 1：構築物 2：機械及び装置 3：船舶 4：航空機 5：車両及び運搬具 6：工具、器具及び備品
3	資産コード	記入不要です。
4	資産の名称等	20文字以内で記入してください（漢字、ひらがな、カタカナ、英数字、記号（ローマ数字・特殊記号等を除く）が使用可能）。
5	数量	不明の場合も空白にはせずに、一式として「1」を記入してください。
6	取得年月	資産を購入、製作した年月を記入してください。 年号は、次の数字で記入してください。 1：明治 2：大正 3：昭和 4：平成 5：令和
7	取得価額	資産の取得価額を記入してください。 数量が2以上の資産は、取得価額全体の額を記入してください。
8	耐用年数	原則として、法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください（適用する耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1, 2, 5および6に基づいて記載してください）。 中古資産で見積耐用年数による場合や、国税局長の承認を受けて短縮された耐用年数による場合は、その耐用年数を記入してください。
9	ページ数	ページ数を記入してください。
10	増加事由	該当する数字を○で囲んでください。 1：前年中（令和6年1月2日～令和7年1月1日まで）に、新品で取得した場合 2：前年中（令和6年1月2日～令和7年1月1日まで）に、中古品で取得した場合 3：前年中（令和6年1月2日～令和7年1月1日まで）に、資産を市外から市内に移動した場合 4：前年前（令和6年1月1日以前）に取得した資産の申告漏れの場合
11	摘要	(1) 次に該当する資産について、その旨を記入してください。 ● 非課税に該当する資産は「非課税」 ● 課税標準の特例に該当する資産は「特例」 ● 短縮耐用年数を適用している資産は「短縮」 ● 増加償却を行っている資産は「増加償却」 (2) 令和6年1月1日以前に取得した資産の申告漏れの場合は、摘要に「申告漏れ」と記入してください。 (3) 当該資産が増加した事由について、特筆すべき事項がある場合は記入してください（例：合併による受入）。

◆種類別明細書(減少資産用)の記入例

令和 7 年度

※

所有者コード

101234567

所有者名

長浜 太郎

1枚目

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
資産の種類	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月 号	取得価額 千円 百円 千円	耐用年数	報告年度	減少の事由及び区分 1売却 2減失 3移動 4その他	摘要		
01								1・2・3・4	1・2		
02	1013	資産が無くなった場合(減失・売却等)			1200000			①・2・3・4	①・2		
03								1・2・3・4	1・2		
04								1・2・3・4	1・2		
05								1・2・3・4	1・2		
06								1・2・3・4	1・2		
07								1・2・3・4	1・2		
08	206	資産の一部が減少した場合・取得価額が訂正により減少する場合	1		500000			1・②・3・4	1・②	当初取得価額150万円(数量3)のうち50万円(数量1)分減少	
09								1・2・3・4	1・2		
10		取得価額が訂正により増加する場合						1・2・3・4	1・2		
11	3029				300000			1・2・3・④	1・2	取得価額の訂正による増加(訂正前:100万円、訂正後:130万円)	
12								3・4	1・2		
13								3・4	1・2		
14		資産の名称を訂正する場合						1・2・3・4	1・2		
15	1205パソコン PC1000							1・2・3・④	1・2	名称の訂正	
16		資産の取得年数を訂正する場合						1・2・3・4	1・2		
17	704			50303				1・2・3・④	1・2	取得年月の訂正(訂正前:2月、訂正後:3月)	
18								1・2・3・4	1・2		
19		資産の耐用年数を訂正する場合						1・2・3・4	1・2		
20	511							1・2・3・④	1・2	耐用年数の訂正(訂正前:8年、訂正後:10年)	
小 計			1		1700000						

このページの減少分の取得価額の合計を記入してください。
(記入例) 1,200,000 + 500,000 = 1,700,000

年号は、次の数字で記入してください。 1：明治 2：大正 3：昭和 4：平成 5：令和

- 1 所有者コード** 償却資産申告書(緑色)の右上に印字されている所有者コードの数字(8桁)を記入してください。
- 2 資産の種類** 資産の種類を訂正する場合のみ記入してください(訂正後の番号を記入してください)。
 1:構築物 2:機械及び装置 3:船舶 4:航空機 5:車両及び運搬具 6:工具、器具及び備品
- 3 抹消コード** 同封の償却資産種類別明細書を参照して、資産番号を記入してください(必ず記入してください)。
- 4 資産の名称等** 資産の名称等を訂正する場合のみ記入してください(訂正後の名称を記入してください)。
- 5 数量** 数量を訂正する場合や、資産の一部が減少した場合は、**減少した分の数量**を記入してください。
 資産が無くなった場合(滅失・売却等)は、数量の記入は不要です。
- 6 取得年月** 取得年月を訂正する場合のみ記入してください(訂正後の取得年月を記入してください)。
- 7 取得価額** 取得価額が訂正により減少する場合や、資産の一部が減少した場合は、**減少した分の取得価額**を記入してください。
 取得価額が訂正により増加する場合は、**増加する分の取得価額**を記入してください。
 資産が無くなった場合(滅失・売却等)は、**当該資産の取得価額**を記入してください。
- 8 耐用年数** 耐用年数を訂正する場合のみ記入してください(訂正後の耐用年数を記入してください)。
- 9 申告年度** 記入不要です。
- 10 減少の事由及び区分** それぞれ該当する数字を○で囲んでください。
 減少の事由は、次のうち該当する番号を○で囲んでください。
 1:前年中(令和6年1月2日～令和7年1月1日)に、資産が減少した場合(売却による)
 2:前年中(令和6年1月2日～令和7年1月1日)に、資産が減少した場合(売却以外の事由(滅失・除却・譲渡等))
 3:前年中(令和6年1月2日～令和7年1月1日)に、資産を市外に移動した場合
 4:その他(資産の種類・名称・数量・取得年月・耐用年数の訂正等)
 ※取得価額が訂正により減少する場合は「2」、訂正により増加する場合は「4」に○をしてください。
- 11 ページ数** ページ数を記入してください。
- 12 摘要** (1)減少の事由が「4:その他」の場合に、具体的な事由を記入してください。
 例:資産の種類の訂正(2:機械→6:工具)
 (2)減少の区分が「2:一部」の場合に、次のように記入してください。
 例:当初取得価額150万円(数量3)のうち、50万円(数量1)分減少
 (3)その他当該資産が減少したことについて、必要な事項を適宜記入してください。

主な耐用年数

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1, 2, 5および6より抜粋

○構築物(別表第一より)

構造又は用途	細目	耐用年数
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造石造又はブロック造のもの	14
	果樹棚又はホップ棚	
	その他のもの	
	主として金属造のもの	14
	主として木造のもの	5
	土管を主としたもの	10
広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷	15
	れんが敷又は石敷のもの	
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10
堀	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造のもの	30
	コンクリート・コンクリートブロック造のもの	15
	金属造のもの	10
	木造のもの	10

※堀は記載の都合上、構造又は用途と細目を逆にして抜粋しています。

○建物附属設備(別表第一より)

構造又は用途	細目	耐用年数
電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備	13
	冷凍機の出力が22kw以下のもの	
昇降機設備	エレベーター	17
アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15

○車両及び運搬具(別表第一より)

細目	耐用年数
自転車	2
フォークリフト	4

○機械及び装置(別表第二より)

設備の種類	細目	耐用年数
食料品製造業用設備		10
木材又は木製品(家具を除く)製造業用設備		8
電気機械器具製造業用設備		7
農業用設備		7
林業用設備		5
運輸に附帯するサービス業用設備		10
飲食料品小売業用設備		9
その他の小売業用設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
	その他の設備	17
	主として金属製のもの	
	その他のもの	
宿泊業用設備		10
飲食業用設備		8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
自動車整備業用設備		15
太陽光発電設備		17

○工具、器具及び備品(別表第一より)

構造又は用途	細目	耐用年数
測定工具及び検査工具		5
治具及び取付工具		3
切削工具		2
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、事務いす及びキャビネット	15
	主として金属製のもの	
	その他のもの	
	応接セット	5
	接客業用のもの	
	その他のもの	8
	陳列棚及び陳列ケース	6
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダー	5
	その他音響機器	6
	冷房用又は暖房用機器	
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
	室内装飾品	15
	主として金属製のもの	
	その他のもの	8
	食事又は厨房用品	2
	陶磁器製又はガラス製のもの	
	その他のもの	5
事務機器及び通信機器	電子計算機	4
	パソコン(サーバ用のものを除く)	
	その他のもの	5
	コピー機、レジスター、タイムレコーダー、ファクシミリ等	5
	インターホン及び放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器	6
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	
	その他のもの	
看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	マネキン人形及び模型	2
	その他のもの	10
	主として金属製のもの	
容器及び金庫	金庫	20
	手さげ金庫	
	その他のもの	
理容又は美容機器		5
医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	レントゲンその他の電子装置を使用する機器	4
	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	
	その他のもの	
娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8
	パチンコ器、ビンゴ器その他これに類する球戯用具及び射的用具	2
	スポーツ具	3
自動販売機		5
無人駐車管理機		5

固定資産税(償却資産) Q&A

(Q1)

耐用年数を経過し、減価償却が終わっている古い資産は、減少資産として申告できますか？

(A1)

減少資産として申告しないでください。

税務会計においては、その耐用年数を経過して帳簿上は備忘価額(1円)のみが計上されている資産については減価償却を継続することはできません。

しかし、こうした資産についても、事業の用に供することができる限り固定資産税(償却資産)の課税対象となります。

(Q2)

現在使用しておらず、将来も使用できないような廃棄同様の状態にある資産は、減少資産として申告できますか？

(A2)

賦課期日現在使用していない資産で、将来他に転用する見込みもないまま、解体又は撤去もなされないような廃棄同様の状態にあるもの及び将来において使用できないことが客観的に明確であるもの(用途廃止資産)は、減少資産(滅失扱い)として申告してください。

(Q3)

太陽光発電設備を設置します。固定資産税の取扱いはどのようになりますか？

(A3)

個人の方が10kW未満の太陽光発電設備を自宅(住宅)の屋根に設置する場合は、償却資産に該当しませんので申告の対象外です。

個人であっても、10kW以上の太陽光発電設備を設置し、売電を行っている場合は償却資産に該当しますので申告してください。(余剰売電・全量売電を問わず)

また、売電を事業として行う場合や、他の事業の付随業務として行う場合、店舗・事務所・工場やアパート・マンションに設置する場合等は、規模にかかわらず償却資産として申告対象となります。

なお、固定資産税(償却資産)には特別償却や即時償却の制度はありませんので、これらの制度が無いものとして申告する必要があります。

申告書の提出先

郵便での提出

〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町632番地
長浜市役所 税務課 資産税第一係

※申告書の控え(受付印を押印したもの)の返送が必要な場合は、
切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

窓口での提出

長浜市役所(本庁)1階税務課窓口のほか、
くらし窓口課(北部合同庁舎内)および
各市民サービス窓口(旧支所)でも受け付けます。

※申告書の控えは同封していません。

必要な人は窓口で写しをお渡ししますのでお申し出ください。

【長浜市からのお知らせ】

令和7年1月より長浜市役所の開庁時間及び電話
受付時間の変更(9:00~16:45)を試行します。
ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。



※詳しくは長浜市ホームページ
をご覧ください。

問い合わせ先

長浜市役所 税務課 資産税第一係

電話:0749-65-6523(直通)